○奥羽大学動物実験研究施設施行規則

平成4年12月1日制 定)

(目的)

第1条 この規則は、奥羽大学の教育並びに学術研究のため、動物を利用して実験等を実施する動物実験研究施設(以下「施設」という。)の管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

- 第2条 施設に、動物実験研究施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。 (構成)
- 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 動物実験研究施設長(以下「施設長」という。)
 - (2) 実務担当者 2名
 - (3) 施設を利用する学部及び大学院において選任した者 若干名
 - (4) その他必要と認めた者
- 2 前項の第1号、第2号に掲げる委員は、教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 運営委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会は、施設長が招集しその議長となる。

(審議事項)

- 第4条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 施設及び飼育設備の整備に関する事項
 - (2) 実験者等への助言、指導及び命令に関する事項
 - (3) 施設の環境衛生等に関する事項
 - (4) 施設長の諮問に関する事項

(施設長の業務)

- 第5条 施設長は、施設の管理運営を統括し、次の業務を行うものする。
 - (1) 利用学部及び大学院研究科の連絡調整に関すること。
 - (2) 施設備付の器械器具等の整備に関すること。
 - (3) その他施設長が必要と認めること。

(実務担当者の業務)

- 第6条 実務担当者は、施設長を補佐し次の業務を行うものとする。
 - (1) 備品台帳の作成及び保管に関すること。
 - (2) 備品使用記録簿の作成及び器械器具等の整備並びに管理に関すること。
 - (3) 消耗品、消耗器材等受払簿の記録及び保管に関すること。
 - (4) 利用学部及び大学院研究科の連絡調整に関すること。
 - (5) その他実務担当者が必要と認める事項に関すること。

(施設利用)

第7条 施設の利用を希望する者は、「動物実験計画書」(様式第1号)及び「動物実験研究施設利用申込書・搬入届」(様式第2号)を、学長及び施設長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の動物実験計画書が提出された場合は、直ちにその可否について動物実験委員会に諮問しなければならない。
- 3 施設長は、施設使用を許可する場合は、運営委員会の議を経て飼育棚等の割当をしなければならない。
- 4 飼育棚の使用は、飼育棚配分区分による。

(飼育の制限)

- 第8条 施設において飼育することのできる動物の種類は、原則として次のとおりとする。
 - (1) マウス、ラット、ウサギ、モルモット、ハムスター及び魚類
 - (2) その他特に運営委員会において認めた動物

(利用者の義務)

- 第9条 施設利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 動物の保護及び管理に関する法律第 11 条の規定に基づき、適切な利用をしなければならない。
 - (2) 他の実験動物又は実験等に悪影響を及ぼさないよう細心の注意をすること。
 - (3) 飼育動物の疾病等、他の動物に感染の恐れのあるときは、直ちに当該動物を隔離又は治療を施し、回復の見込みのない状態に陥っている場合は、適切に処分し、その結果を委員会に届け出なければならない。
 - (4) 動物の逃亡、給餌、給水、汚物の処理並びに飼育ケージ及び器具器材等の清掃、消毒等飼育上の環境衛生に関し万全の留意をすること。
 - (5) 電気、水道等の使用後及び戸締り等の確認に努めること。
 - (6) 動物の屍体は速やかに、かつ、確実に処理しなければならない。
 - (7) 使用中のケージ等には、学部名及び使用者名等を表示しなければならない。
 - (8) 施設利用を終了した場合は、使用した器械器具等所定の場所に格納し、運営委員会にその 旨届出なければならない。
 - (9) その他施設長及び実務担当者の命令又は指示に従わなければならない。

(記録及び保存)

- 第10条 実験者は、次に掲げる事項を記録し3年間保存しなければならない。
 - (1) 動物の導入及び処分に関すること。
 - (2) 実験開始から終了までの経過及び結果に関すること。
 - (3) 飼育日誌等に関すること。
 - (4) その他。

(負担費用)

第11条 施設の備付以外の消耗器材及び消耗品並びに飼料等は使用者が負担するものとする。 (会議)

第12条 施設長は、必要に応じて利用者を招集し、利用者会議を開催することができる。

(雑則)

第13条 その他施設の運営に必要な事項は、運営委員会の議を経て施設長が別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が定めるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 実験動物共同研究施設(動物共研)内規(昭和53年6月15日施行)は、廃止する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。